

平成26年行政事業レビューシート

(復興庁)

<b>事業名</b>	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金		<b>担当部局庁</b>	復興庁		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成26年度		<b>担当課室</b>	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 大野 秀敏		
<b>会計区分</b>	東日本大震災復興特別会計		<b>政策・施策名</b>	政策:復興施策の推進 施策:東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法第4条第3項</li> <li>・学校教育法第19条</li> <li>・学校給食法</li> <li>・学校保健安全法</li> <li>・特別支援学校への就学奨励に関する法律</li> </ul>		<b>関係する計画、通知等</b>	東日本大震災からの復興の基本方針				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により経済的理由から就学が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施し、もって教育機会の確保に資することを目的とする。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、平成23年度補正予算(第1次及び第3次)において措置した「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」については、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金の貸与、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施するとともに、平成26年度までに必要な就学支援を行うことができるよう、所要の経費を措置し、既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金において区分経理した上で資金を管理している。(約411億円(全額国庫負担))。なお、平成26年度予算において、平成26年度中に基金不足が見込まれる自治体の要望等を踏まえ、所要の経費(約33億円)を措置した。(合計約444億円(全額国庫負担))							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	-	3,296		
		補正予算	41,058	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
		計	41,058	-	-	3,296		
		執行額	41,058	-	-			
	執行率(%)	100.0%	-	-				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	本事業は、東日本大震災により経済的に就学困難となった者への就学支援事業であり、支援を必要とする者全てを支援する制度であることから、国が一定の目標を設定することには馴染まないが、年度毎の事業対象者数を成果実績として把握している。		成果実績	人数	67,639	58,352	※今後調査	
			目標値		-	-	-	-
			達成度	%				
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	当該交付金の交付都道府県数  ※ 平成26年度予算編成時において基金が不足する見込みの都道府県は5府県。各都道府県の執行状況により、今後変動する可能性有り。		活動実績	県	47	-	-	-
			当初見込み	県	47	-	-	5
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	当該年度予算額 / 当該年度交付都道府県数		単位当たりコスト	百万円	874	-	-	659
			計算式	/	41,058/47	-	-	3,296/5
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	<b>費目</b>	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	3,296						
	計							

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
必要投入の	国費	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は、東日本大震災により経済的理由から就学等が困難になった世帯の幼児児童生徒に就学支援等を実施する事業であり、国が実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	本事業は、東日本大震災により経済的理由から就学等が困難になった世帯の幼児児童生徒に就学支援等を実施する事業であり、その趣旨を鑑み、補助率を原則10/10と設定しており、受益者との負担関係は妥当である。また、対象費目については交付要綱に明記しており、真に必要なものに限定されている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業は法律に基づいて実施する事業であり、国の責務であることから、他の手段に比べ実効性は高いと考える。また、年度毎の各都道府県の執行実績は、概ね、当初想定した見込に見合ったものとなっている。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒を対象としているものであり、既存の就学支援事業等と適切な分担は行われている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
		要保護児童生徒援助費補助金	文部科学省初等中等教育局			
		幼稚園就園奨励費補助金	文部科学省初等中等教育局			
		高等学校等奨学金事業交付金	文部科学省初等中等教育局			
		特別支援教育就学奨励費負担等	文部科学省初等中等教育局			
点検・改善結果	点検結果	当該事業により、東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒に対して就学支援が行われ、教育機会が確保されてきたところ。				
	改善の方向性	先般の震災で被災した幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、長期的な就学支援が必要であることをふまえ、事業内容が被災地及び被災者を受け入れている自治体の要望を踏まえたものになっているかなど、事業内容の在り方を再度検討した上で、平成27年度以降も引き続き、事業を実施する。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
・「予算額・執行額」の平成23年度及び24年度部分については、文部科学省が計上した同様の事業(平成24年行政事業レビューシート事業No0121)の予算額等を参考記載しているもの。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	-	平成25年	新26-010

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁  
3,296百万円

〔 文部科学省へ移し替え 〕



文部科学省  
3,296百万円



【補助】

A. 都道府県5機関(予定)  
3,296百万円

〔 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の「高校生修学支援基金」への積み増し〕

※ 法令等に基づき、国に代わって補助事業者への支出を行うものであり、都道府県において物品調達等を行っていない。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)